○文化庁告示第三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月十日

文化庁長官　青柳　正規

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
旧奥行臼駅逓所	平成二十三年文部科学省告示第百四十号	別海町（北海道）
大平山元遺跡	平成二十五年文部科学省告示第三十九号	外ヶ浜町（青森県）
与楽古墳群 与楽鑵子塚古墳 与楽カンジョ古墳 寺崎白壁塚古墳	平成二十五年文部科学省告示第三十九号	高取町（奈良県）
国富中村古墳	平成二十五年文部科学省告示第三十九号	出雲市（島根県）

○文化庁告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月十日

文化庁長官　青柳　正規

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
小峰城跡	平成二十二年文部科学省告示第百二十三号、平成二十四年文部科学省告示第百五十一号及び平成二十六年文部科学省告示第三十七号	白河市（福島県）
西南戦争遺跡	平成二十五年文部科学省告示第三十九号	熊本市（熊本県） 玉東町（熊本県）

○厚生労働省告示第二百八十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第二百十四号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月十日

厚生労働大臣　田村　憲久

表に次のように加える。

（項）社会保障・税番号活用推進費 （目）社会保障・税番号制度システム整備費補助金（国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合に係るものに限る。）	全ての都道府県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理

○農林水産省告示第九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県東筑摩郡朝日村大字古見字曽倉沢五三二の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県松本市安曇一七五六の五、一七五六の一〇、一七五六の四〇、三五四八の一、四〇九五の二一、四〇九五の四九から四〇九五の五一まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養